

令和2年度

募集

東京都トライアル発注認定制度

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品等を募集します！



[東京都トライアル発注認定制度(新事業分野開拓者認定制度)とは]

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務(サービス)の普及を支援するため、東京都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価する制度です。詳細は裏面参照。

申請受付期間 令和2年3月16日(月)から4月7日(火)【郵送必着】

募集要項・申請書は本制度ホームページからダウンロードできます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/sougyou/trial/>



東京都産業労働局

東京都トライアル発注認定制度(新事業分野開拓者認定制度)の概要

認定対象

対象者

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者のうち、
都内に本店又は支店登記を有する法人及び都内に開業届を提出している個人事業者
※ 東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象です。

対象商品

申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務(サービス)
※ 食品衛生法で規定する食品、医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの、建設工事等における工法・技術、肌に塗布するものは対象となりません。
※ 過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし、当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。

認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の(1)~(4)のいずれにも適合することが要件です。東京都が設置する審査会において、書類審査、面接審査等を行い、認定基準を満たしているか判定します。

- (1)新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- (2)新商品等が、技術の高度化や生産性の向上、又は都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3)新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- (4)新商品等が、東京都の機関において使途が見込まれるものであること

認定を受けると…

- ・東京都のホームページ等で認定商品をPRします。
 - ・認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入することができます。
 - ・認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価します(トライアル発注事業)。(※物品の借入は対象外)
- ※ 令和2年度認定商品の認定期間は、認定を通知した日から令和5年3月31日までです。
※ 認定した新商品等の品質等を東京都が保証するものではありません。また、その購入・借入を約束するものではありません。

申請方法

申請書及び添付書類を作成の上、申請受付期間内に下記提出先まで郵送してください。

申請受付期間: **令和2年3月16日(月)から4月7日(火)【郵送必着】**

申請書及び募集要項

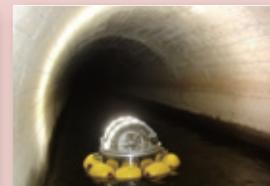
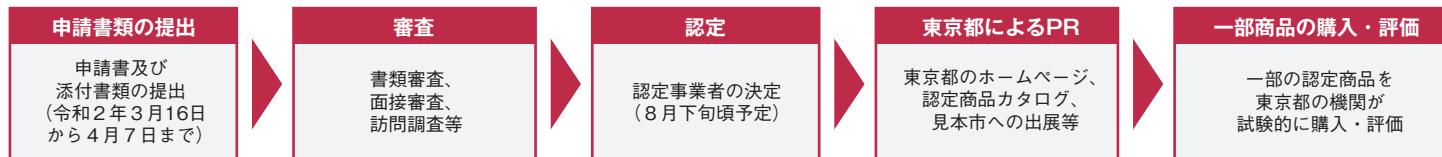
東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。 [東京都トライアル](#)

提出先・お問合せ先

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階中央 電話 03-5320-4745(直通) 内線36-583

認定及び購入・評価の流れ



平成31(2019)年度認定商品



リサイクル適性(A)
古紙ハーフ配合70%再生紙を使用しています
この印刷物は、印刷用の紙リサイクルできます。